

議第30号

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

別表教育委員会の委員長の項を削り、同表教育委員会の委員（委員長を除く。）の項中「（委員長を除く。）」を削り、同表その他の非常勤の特別職の職員の項中「34,900円」を「34,200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第5条及び別表（その他の非常勤の特別職の職員の項に係る部分を除く。）の規定は適用せず、この条例による改正前の第5条及び別表（その他の非常勤の特別職の職員の項に係る部分を除く。）の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この条例による改正前の別表その他の非常勤の特別職の職員の項に定めるその他の非常勤の特別職の職員で、同項の規定により支給される報酬の額が1日につき34,200円を超え34,900円以下であるものに対する三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表その他の非常勤の特別職の職員の項の規定の

適用については、平成30年3月31日（当該職員が同日前に離職をした場合にあつては、当該離職をした日）までの間は、同項中「34,200円」とあるのは、「34,900円」とする。

平成27年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士